

地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の
促進に関する基本的な方針の改正について

平成 23 年 1 1 月
経 済 産 業 省
地 域 経 済 産 業 グ ル ー プ
立 地 環 境 整 備 課

1. 改正の背景

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第1項等の規定に基づき、地域における産業集積の形成及び産業集積の活性化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が定められており、地方公共団体の作成する基本計画の同意基準及び事業者の作成する企業立地計画の承認基準となっている。

○法第4条第3項の規定において、「主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。」とされているところ、今般の東日本大震災等を受けた経済事情の変動等に鑑み、基本方針の一部を改正する必要がある。

また、基本方針において、基本計画の計画期間は原則5年とされており、計画期間が終了した後の取扱いについて方針を示す必要があることから、計画期間終了後の取扱いに係る記載を追加する。

2. 改正の概要

○東日本大震災の教訓に係る記載の追加

- ・第4号に（6）を新設し、東日本大震災の教訓を踏まえ、供給網（サプライチェーン）全体の可視化や物流ルート多重化等、企業や行政等も含めた地域が一体となった継続計画の策定を検討することが重要である旨の記載を追加する。
- ・第5号及び第7号に、東日本大震災の教訓を踏まえた継続計画策定の重要性を追記する。

○基本計画期間終了後の取扱いに係る記載の追加

- ・第1号の〔基本計画に定められるべき産業集積等の目標〕⑤において、基本計画終了後に継続して事業を実施する場合には、それまでの計画の評価等を踏まえ改めて基本計画を策定することとする旨の記載を追加する。

○その他の記載の追加

- ・第1号において、産業集積の形成及び活性化について、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーションといった成長分野に取り組むことが重要である旨の記載を追加する。
- ・第1号の〔基本計画に定められるべき産業集積等の目標〕⑤において、基本計画の定期的な見直しと必要に応じた改訂を行うものとされているが、その計画期間内においても定期的に行うことを明確化する。
- ・第4号の(2)において、再生可能エネルギー設備や共用の水リサイクル施設等の新たな産業インフラ整備の重要性に係る記載を追加する。

○地方自治法改正に伴う引用部分の削除

- ・平成23年8月1日付で地方自治法の一部を改正する法律が施行され、同法第2条第4項が削られたことに伴い、第7号において当該条項を引用した部分を削除する。

3. 公表日

- 11月24日(木) 基本方針公表(官報掲載)